

第 591 回琵琶湖海区漁業調整委員会 会議要録

1. 日 時 令和 4 年 9 月 27 日 (火) 14 時 00 分～15 時 30 分
2. 場 所 大津合同庁舎 7 A 会議室
3. 出 席 委 員 谷口 孝男 浦谷 一孝 木村 常男
佐野 高典 松井 弥惣治 横江 久吉
4. 事 務 局 職 員 武田事務局長 三枝主任書記 上垣書記 岡部書記
杉江技師
5. 説 明 員 二宮技監 山田課長 岡部書記
杉江書記 (兼務) 西森水産試験場長
6. 会議に付した事件 別添のとおり
7. 配布した参考資料 別添のとおり
8. 議 事 の 経 過 概 要 別添のとおり

会 長 谷口 孝男 印

署名委員 横江 久吉 印

署名委員 佐野 高典 印

議 事 の 経 過 概 要

開会宣告 14時00分

武田事務局長 ただいまから、第591回琵琶湖海区漁業調整委員会を開催いたします。

本日の司会を務めさせていただきます本委員会事務局長 兼 水産課漁政係長の武田でございます。

本日は、傍聴人はございません。光永委員、小川委員、久保委員、松岡委員がやむを得ない事情のため欠席されています。従いまして、現時刻の御出席委員は6名であり、定員10名の過半数の皆様にご出席いただいております。漁業法第145条第1項の規定により、本委員会は成立していることを御報告いたします。

それでは、議事にうつります。議事の進行につきまして、会長よろしくお願いいたします。

谷口会長 それでは、ただ今から第591回琵琶湖海区漁業調整委員会の議事に入ります。本日の議事録署名人は、横江委員、佐野委員にお願いしたいと思います。

それでは諮問事項にうつります。

“漁業許可の制限措置および申請期間”について、水産課から説明願います。

(1) 諮問事項

1) 漁業許可の制限措置および申請期間について

水産課説明 杉江技師

谷口会長 それでは、ただ今の説明に対するご意見、ご質問がありましたら、ご発言をお願いします。

佐野委員 手繰第1種漁業許可は上限110隻までとじていましたが、資料1-2の表の「許可または起業の認可をすべき船舶等の数または漁業者の数」欄を見ると、ごり沖びき網漁業は25隻以下、現在許可を受けている船舶の数は85隻とあり、あゆ沖びき網漁業は28隻以下、現在許可を受けている船舶の数は82隻と書かれています。これはどういう意味なのでしょう。

杉江技師 手繰第1種漁業のgori沖びき網漁業、あゆ沖びき網漁業、その他の沖びき網漁業のそれぞれに110隻ずつ上限が設けられておりまして、今、許可が出ている数がカッコの中にある85隻、82隻、88隻になります。

谷口会長 引き算して25隻、28隻、22隻を、10月19日から11月18日までの間に申請が出てきたら許可しますということですね。

杉江技師 はい、その数まで許可できます。

谷口会長 それより多く出てきた場合はどうするのですか。

杉江技師 許可の基準に従って優先順位をつけさせてもらうことになります。

佐野委員 gorい沖びき網漁業なら25隻以下までなら申請を受け付けますという意味ですね。

三枝主任書記 はい。委員の仰る通りでございます。沖びき網漁業とざっくりまとめて呼んでおりますが、人によってはgorい沖びき網漁業だけを操業する方や、その他の沖びき網漁業だけを操業する方など、漁具の都合でございますので、それぞれについて定数を定めて追加公示します。もし今回定めた隻数以上に申請があった場合には、許可の基準に従って優先順位をつけて、真に許可が必要な方から順に許可をしていくということになります。

木村委員 資料1-3の操業区域欄に書かれている「琵琶湖大橋の堅田行き車線区分線から北側へ500メートルの距離の線以北の琵琶湖」というのは、琵琶湖大橋から北という意味にとっていいのでしょうか。

三枝主任書記 表現として言葉にすると非常に分かりにくいのですが、琵琶湖大橋は片道2車線であわせて4車線に分かれていますので、その中の堅田行きの車線区分線よりも500m北の地点から以北より操業できるという意味です。分かりやすく言えば、琵琶湖大橋から500メートルより北とっていただいて結構です。

谷口会長 ほかございませんか。

(追加の意見、質問無し)

谷口会長 それでは、知事から諮問のありました“漁業許可の制限措置および申請期間”につきましては、異議なしとして答申することといたします。

 なお、答申の文案につきましては、事務局に一任することといたします。

 次に協議事項に移ります。

 “ビワマス遊漁にかかる委員会指示”について、水産課から説明願います。

(2) 協議事項

1) ビワマス遊漁にかかる委員会指示について

水産課説明 岡部書記

谷口会長 ありがとうございます。ただ今の説明に対し、何か御意見、御質問がありましたら、御発言を願います。

木村委員 遊漁者から申請があればそのまま受け付けていますが、遊漁者の数は年々増えています。昨年も言ったかもしれませんが、何か制限は設けないのでしょうか。

三枝主任書記 今シーズンまでは承認数の上限は設けずに、釣りができる期間を制限することで資源の抑制を図っていました。したがって申請をされて書類が整っていれば全員承認していました。しかしながら、自前の船やレンタルボートを使うプレジャーボート使用者がどんどん増えている事態を鑑みまして、R3-4シーズン以上には増えることがないように、同等数で締め切るということで、今回承認数の制限を新たにつけ加えたものです。

木村委員 卵の価格が30~40年以上変わっていません。漁業者は滋賀県漁業協同組合連合会の増殖事業のためにお金を納めているのに、遊漁者はお金を払わずに申請さえすれば趣味でビワマスを捕れる状況なので、魚の価値が薄れていく感じがします。少くくは金銭的な負担がないと漁業者は納得いかないのではないかと思います。

三枝主任書記 おっしゃるとおり、今現在、遊漁者は経済的な負担なくビワマスの資源を利用できる状態です。この状況を鑑みまして、漁業者の皆さんが力を合わせてビワマスの増殖に取り組んでいるということを周知していきたいと考えております。その上で、ビワマスのより良い利用に向けて、遊漁者

と漁業者のビワマス資源の利用の在り方や、経費の負担をどう考えていくのか、この辺りを合わせて次の次のシーズンからになります。検討を深めていきたいと思います。

山田課長 ただいまの点に関しまして、滋賀県漁業協同組合連合会がビワマスの増殖事業をしていただいておりますが、そちらに対する経費の補助を県からさせていただいております。従来は二分の一の補助でしたが、ビワマスは漁師さん以外の採捕も増えてきているということも鑑みまして、現在三分の二の補助にアップをさせていただいているところでございます。引き続き放流経費の支援を今後も続けていきたいと思います。

谷口会長 負担の在り方というのは、なかなか難しい問題だと思います。漁業協同組合連合会の立場から言えば、当然放流のコストがかかっており、一方で一般の遊漁者からすれば、無主物の取得という話になってきます。

このプレジャーボート使用者の申請については、明確に申請期限を切っていませんから、申請者からするといつまでに申請をすれば良いか分かりませんね。これは当局の方で管理して、1900件に達すると締め切ってしまうということで、これもなかなか不平不満が出てくるリスクがありそうです。

話を戻しますが、木村さんから意見のあった負担の在り方について、どういう形で徴収するのか、徴収方法は公平公正なのかという話は検討課題ですね。

木村委員 どんな免許証でも申請すると大体料金を徴収されるのと同じように、申請するとき時に500円か1000円程度でも徴収するイメージです。

谷口会長 免許とか許可になってくると、行政でいうと手数料に当たると思いますが、これは承認になるので法律上どうなるのか分かりませんが…。

この議論は古くて新しい問題で、行政的にはかなり難しいと思いますが、この議論が出てきた以上、アンタッチャブルにせず論点整理して提示してもらってはどうかでしょうか。きちんと表に出して、議論するネタを出してもらってはどうかと思います。ここにいる関係者は皆分かっているわけですから。あるべき姿をそれぞれの立場から議論する必要があると思います。

山田課長 この承認制度は漁業法の規定に基づいて実施しているものになります。漁業法の中で遊漁者からお金を徴収することが明確に認められているの

は、いわゆる川の漁業権、第5種の共同漁業権に基づく遊漁料のみとなっています。そうでないものは、手数料ということでなければ、負担金をとるような規定が基本的にはございません。ですので漁業法に基づいて放流経費を徴取するやり方というのは非常に難しいものがあります。これまでも、賛同者からという形になるのかもしれませんが、いわゆる協力金のような形にするという議論があったようです。けれども、遊漁者からお金をいただくというのは逆のマイナス面も懸念されるという声もあったと承知しており、なかなか形になっていないというのが現状です。一方で遊漁者数や採捕量が増えているというのも事実ですので、会長がおっしゃられたとおり、タブーとすることなく議論していきたいと思います。

谷口会長

課長が言われたとおり、法律に基づいてお金をとることは難しいということで、平たく言えば寄付ということになるのでしょうか、協力金という形でお金を出してもらうことになれば、「お金を払っているのだから我々にも権利がある」という意見が出てきた場合にどう調整するのかという問題があると思います。プラスマイナスの部分があり、論点整理の必要があると思います。色々な意見が沢山出てきて収集がつかなくなりそうで、そういう意味で非常に難しい問題だと思います。

佐野委員

確かにお金を徴収すると権利が生じてくるという面があるため、慎重に考えていかなければいけないと思います。そのため協力金という形にするのか、その辺は行政の方でよく考えていただきたいと思います。

昨シーズンの承認数は1928件で、それに合わせて次シーズンは1900件で打ち切るということの理由として、資源量177トンに対して採捕量（漁業＋遊漁）は53トンとなっており、それがビワマスの利用可能量として適切な目安量だったからという説明でした。しかしそれは増殖事業で放流を行っているからこそその資源量であって、放流事業を何もしなければ終わってしまう話だと思います。

1900件という上限は水産課だけで決めてしまうのではなく、委員会で適切な承認数について議論が必要なのではないでしょうか。

山田課長

ビワマス資源を利用しているのは漁業者と遊漁者など色々な方がおられますが、資源量に照らして資源管理をしっかりやっていくというのが我々の方針であり、漁業法の求めるところでもあります。これまでの資源管理対象魚種はニゴロブナとセタシジミとホンモロコという3魚種でしたが、これにビワマスとアユを加えた5魚種とするという方針の下で、漁業法に定められる資源管理協定というものを来年度までに作り上げるため、県で

は検討を進めているところです。これはもちろん県が一方的に決めるものではなく、漁業者の皆様と検討しながら、こういった取組や自主的な管理ができるのかということを作り上げていくものですが、漁業におけるビワマスに関する資源管理の体制を来年度にかけて作り上げていきたいと考えています。

その中で、遊漁についても連動した形で新たな資源管理の体制を確立していきたいと考えていますが、たちまち今年はその一步手前という段階であり、遊漁の方の管理はまだ整っていない状況です。そういった中で、遊漁のうち特にプレジャーボート使用者の一定のキャップを掛けさせていただこうという提案です。資料2-1の3ページの上の方に記載されている考え方で今回ご提案しています。現状のビワマスの捕り方については適切な利用の目安と考えられる水準だということで、逆に申しますとこれ以上大幅に増えてしまうと心配であるということです。漁業者の漁獲の状況と40隻に制限している遊漁船業者の採捕の状況は概ね横ばいであるのに対し、これまでの経緯から増加が顕著であるのはプレジャーボート使用者ということになりますので、一旦この段階でこれ以上の増加を抑制させていただきたい、という考え方で今回お諮りをしています。今年はこのようご提案をしていますが、来年度は漁業の資源管理と合わせて新しい制度を作り上げていきたいと考えています。

谷口会長 今回の新しい「キープおよび持ち帰ることができるビワマスの数」とい制限について、キープとはどういう意味でしょうか。

三枝主任書記 今現在は持ち帰ることができるビワマスの数は5尾という制限ですが、その日釣れた魚を船の生け簀に全て入れているという例がありました。この方は5尾しか持って帰れないということは理解されていきました。夏場でするので弱りかけている魚も見受けられましたので、持ち帰る5尾だけをキープして不必要な魚は逃がしてほしい、とお願いベースですが指導しました。不必要な魚を傷つけないという目的や、船の中に確保していると中には持ち帰ろうという気持ちがわいてくる人もいるだろうと考えられます。琵琶湖の上での取締を強化し、制度を厳格化して資源の節約の効果を高めたいというのが今年度の制度の考え方です。

松井委員 つまり、「キープ制限5尾」とは何ですか。

三枝主任書記 船の上で抱えていられるビワマスは5尾までとしています。もし仮にそこから釣りを続け6尾目が釣れてしまったときは、速やかに1尾を逃が

してくださいということになります。したがってビク覗きの取締を行ったときに6尾持っていれば違反になるため、より指導が厳格化しやすいというメリットがあります。

松井委員

現場サイドから言わせてもらおうと、資源的には問題ないとはいうが、実際は承認数よりもっと多くの方が引縄釣をしていると思います。似たような旗を作ってみたり、早朝の暗がりの中を出てみたり、手漕ぎボートで出してみたり、漁業者としては危ないと感じています。5尾制限というのも、実際はもっと持って帰っている人がいると思います。今シーズンはこのままで行く、来シーズンに考えるというのは遅いのではないのでしょうか。漁業者は頑張って増殖に取り組んでいるのに、遊漁者は何もしないで持って帰るから、もう少しそのあたりを考えてもらいたいです。5尾制限を守らなくてもペナルティがないから捕り放題のようになっていて、期間制限について守っていない人がいます。現場に出ているとよくわかります。水産課も取締を一生懸命してくれていると思うが、これだけ広域にわたると難しいと思いますので、取り締まりを水産課以外にも任せる等も考えてみてはいかがでしょうか。

山田課長

現場のお声として受け止めたいと思います。例えば10尾を船上で持っておられる方が、5尾しか持って帰らないつもりですよと答えられることもあり、5尾しか持てないという今回のルールの変更により、より実効性のある形で取締を行えると考えています。ご提案いただきました取締の権限を水産課以外にもというのはなかなか難しいと思いますが、今まで以上に取締を頑張っていかなければいけないと思っています。現場の情報等につきましてはぜひお寄せいただけたら有り難いと存じます。

佐野委員

プレジャーボート使用者は7月からは禁漁ですが、7～9月の間にあらわしは何回出動したのですか。

上垣書記

7～9月は5、6回出ています。遊漁船からの通報が多く、「見知らぬ船が釣っている」等の電話が沢山かかっています。土日でそういった情報が寄せられたら見に行ったり、早朝に違反船がいるという情報が寄せられたら見に行ったりということをしています。7月以降は遊漁船業者と漁業者の船しかないはずでして、遊漁船であれば遊漁船登録番号と承認番号、漁業者であれば漁船登録番号と漁業許可を持っているかどうかについて確認させて頂いております。7月以降に未承認のヨットが引縄釣をしているという情報提供が寄せられ、見に行きましたが残念ながら確認できて

いません。また、漁業者の許可件数が近年増えており、プレジャータイプの漁船というのが増えています。ぱっと見ではプレジャーボートのような漁船が未承認の船ではないかと通報されて、見に行くと漁業者だったというケースもあります。

浦谷委員 聞きたいだけなのですが、遊漁船業者はなぜ 40 隻なのでしょう。

上垣書記 遊漁船業者は近年新規で加入したいという方が多少増えているのですが、それほど数が増減するものでもありません。当初遊漁船業者の承認数制限を決めた時から承認数は変更していません。プレジャーボート使用者のように希望者が激増しているものではないことと、遊漁船業者に対しては当初から乗客 1 人につき 5 尾制限を設けていたということから、遊漁船業者に対する新たな制度強化は必要ないのではないかと考えています。

谷口会長 遊漁船業者は届出の根拠が何かあったと思うのですが、どうですか。

上垣書記 遊漁船業者は遊漁船業の適正化に関する法律で、お客さんを船に乗せて漁場に案内して採捕させる行為をお金をとって生業としてやっている者は営業所を備える都道府県知事への登録が必要になります。この 40 隻につきましては滋賀県登録の遊漁船業者が多いですが、愛知県や岐阜県、兵庫県、大阪府の業者も適正に保険に加入しているか、変更登録がされているか等について他都道府県と連携して確認しながら毎年承認しています。

谷口会長 登録ができていることを確認したのが 40 隻ということですか。登録数はそれ以上あるけれども、50 隻くらい登録しているうち 40 隻を承認しているということですか。

上垣書記 まず大前提として登録はあります。その中でビワマスを釣らせる行為をしたい方は申請をしてもらっています。

谷口会長 前提条件があって、手を挙げられた方が 40 隻であると。こういうことですね。

上垣書記 はい。近年では 40 隻を若干上回る申し込みがあったので、そこは優先順位をつけてくじ引きで決定しています。

浦谷委員 完全抽選ですか。

谷口会長 どれくらい落ちているのですか。

上垣書記 毎年5、6隻落ちています。

浦谷委員 5、6隻しか落ちていないのですか。

上垣書記 過去に委員会でもお示ししているのですが、例えば今承認を受けていて、採捕状況報告書や届出をきちんと出している方は1位、というように承認基準が決まっています。

佐野委員 遊漁船は1人1隻ですか。それとも何隻か持てるのでしょうか。

三枝主任書記 40隻について1人につき1隻とは定めておらず、会社でされていたりすると2隻持たれていたりします。40というのは人数ではなく船の数ですので、1人で2隻承認されている方がいれば2枠埋まります。

浦谷委員 1人で2隻持つことも可能なのですね。

谷口会長 この議論というのはプレジャーボート使用者、遊漁船業者、漁業者といの中でどのようにバランスをとっていくのかという問題がありますが、今はプレジャーボート使用者に焦点を絞って指示をどのようにしていくのかという議論をしてきました。場合によっては遊漁船業者によっても必要によっては議論をしないといけないと感じますが、今回はプレジャーボート使用者に対する制限に提案がありました。「プレジャーボート使用者の承認者数は申請が1900件に達した日までに受け付けた数以内とする。」ということと、「保持および持ち帰ることができるピワマスの数」とく文言を加えるという提案に対し、異議はありませんか。

(異議・追加の意見・質問なし)

谷口会長 よろしいでしょうか。

それぞれ議論が沢山出たので、次回に向けて議論・検討をしていただく宿題が出たということは理解をした上で、ピワマス遊漁にかかる委員会指示について、異議なしということで同意することにいたします。

それでは、報告事項に移ります。“アユ資源の状況”について、水産試験場から説明をお願いします。

(3) 報告事項

1) アユ資源の状況について

水産試験場説明 西森場長

谷口会長 それでは、ただ今の説明に対するご意見、ご質問がありましたら、ご発言をお願いします。

佐野委員 例年産卵数は9月12日から9月15日の第2次調査あたりがピークで、第3次調査では平年値15.7という数字が出ていますが、試験場の見解では今年は遅れていて第3次調査に期待がもてるのでしょうか。

西森場長 今でも22億粒ほどはありますので、12月当初の漁獲に対応できるだろうと考えていますが、少ないと言えば少ない状態と言えます。安曇川南流から天野川まではアユがわりといて、水の状態も良いと聞いておりますので産卵してくれるだろうと考えています。実際調べてみないと分からないので不安もありますが。水産試験場の井出次長が塩津大川のアユの状況をプライベートで水中カメラを使って調べてきたところ、かなり沢山おまして、形の良いアユが残って高密度にいるという状況です。姉川は濁りが強かったのも、アユが塩津大川などいつもと違うところに回って行っているのかなという感じもあります。姉川はこの間の雨でさらに濁りが出ているのでどこまで期待ができるのか分かりませんが、安曇川・石田川・知内川・塩津大川あたりではどのくらい産卵してくれるのか、期待をして今週末また調査に行く予定です。HP等で速報を流させていただきます。私としては3次調査に期待しています。

佐野委員 今年は春先からずっと成長が遅れているということで、サイズの一番良い時期にきていますが、それなりに産卵できるような戦力になっているのでしょうか。

西森場長 試験場の水路にもアユは上ってきていますし、先日も井出次長が写真を撮ってきて見せてくれましたが、小ぶりは小ぶりですけれども産卵できないようなサイズではないので、一定期待をしています。昨年は産卵数がすごく多かったですが、すごく多いとアユはどうも成長せず小さくなってしまふということも起こっています。今年の産卵はもう少し生んでくれると丁度いい量になるのかなと考えています。

佐野委員 期待しています。

西森場長 昔でしたら 100 億粒を数えると一安心していたのですが、今は 100 億粒も数えてしまうと多すぎるのではないかと懸念しなければいけないです。

木村委員 この頃は悪いアオコみたいなのが沢山琵琶湖に出てきて、それがプランクトンに影響しているのが良くないですね。

西森場長 アユの餌にならない大型のプランクトンが発生する年も出てきていますが、今年はそういうことはないです。そういうことも注意深く見ていかなければいけません。

谷口会長 すると餌などの環境も調べていただいているのですね。

西森場長 そうです。

谷口会長 他にご意見、ご質問はありませんか。

(追加の意見、質問なし)

谷口会長 他にないようでしたら、以上をもちまして、第 591 回琵琶湖海区漁業調整委員会を終了いたします。